

# 株式会社 西四国マツダ 一般事業主行動計画

## 【女性活躍推進法・次世代育成支援法 一体型】

業員が仕事と子育てを両立させることができ、男女ともに全社員が活躍できる環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容

### 【目標1】

社内イントラネットを活用し、育児休業等制度を周知し、情報を提供することで育児休業取得を促進する。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 育児・介護休業の法改正の内容を随時周知する。
- 令和4年9月～ 育児休業取得希望者より具体的なニーズの調査を行い、より取得しやすい制度設計へと随時改善する。

### 【目標2】

業務の見直し、効率化を図ることで年次有給休暇の取得を促進する。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 有給休暇取得状況を把握する。
- 令和4年9月～ 取得実績の少ない従業員、部署の業務確認・分析を行う。
- 令和5年3月～ 業務改善を実施し、積極的な取得を促す。

### 【目標3】

係長級の役職者に占める女性割合を20%以上とする。

<取組内容>

- 令和4年4月～ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- 令和5年4月～ 主任、係長などの役職候補となる男女社員に対して育成研修を実施する。